

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金FAQ
(宮城県ホームページFAQに関する補足QA)

Q 1. 協力金の総支給額と店舗の休業日との関係について4月5日(月)～5月6日(木)の時短要請に、「すべての営業日」について協力した場合に、

①定休日等で従前から営業をしないこととしていた日。

②今回の「時短協力要請」により、一定の日について店側の判断で終日営業を行わなかった場合について、1日当たり4万円について支給となりますか？

もしくは、要請期間中の全ての日において、午後9時～午前5時の営業を行わなかった場合は、実営業日数に関わらず、一律124万円が支給されることとなりますか？

A 1. 協力金については日割り支給はせず、あくまで全期間要請に全面的に御協力いただいた方に支給することから、定休日や実営業日数に関わらず、支給対象となります。

Q 2. 対象となる飲食店の営業時間等で酒類を提供する飲食店の営業時間について、

①一例として、「通常は午後9時までの営業であるが、宴会等の予約があった場合には午後11頃まで営業を行うこととしている店舗」の場合に、「その期間は予約を受けない。」ことをもって「時短協力要請」に協力したとして、1日当たり4万円の支給となりますか？

②①と同じ内容で、旅館業を営む者が「9時以降の宴会利用」をしないこととした場合は対象となりますか。

A 2. ①、②の場合、当該飲食店が従前から午後9時以降に酒類を提供していた実態があり、そのことが確認できる場合は対象となります。

Q 3. 従前から予約が入った場合に営業時間を午後9時以降まで延長していた店舗が、完全に午後9時から午前5時までの時短営業に協力した場合は、協力金の対象となりますか。

A 3. 当該飲食店が従前から午後9時以降に酒類を提供していた実態があり、そのことが申請書類上確認できる場合は支給対象となります。

Q 4. ホテル又は旅館は協力金の対象となりますか。

※大宴会場、カラオケ、バー、ルームサービス等の様々な営業形態が考えられますが、全ての店舗で午後9時から午前5時までの時短営業に協力すれば対象ですか。

A 4. ホテルや旅館であっても、飲食店の営業許可を取って、酒類を提供している場合には、対象となります。ただし、カプセルホテルのように個室ルームサービスで、飲食を提供するような場合には、テイクアウト、デリバリーと同様ですので、休業要請の対象とはなりません。

Q 5. 酒類を提供していない飲食店が、午後9時までの時短営業に協力した場合は対象となりますか。

A 5. 今回の時短要請の協力対象施設に含まれていないため、対象となりません。

Q 6. 一つのホテル又は旅館内で複数の店舗がある場合は、店舗数に応じた協力金の額が交付対象となりますか。

A 6. 個別の店舗で飲食店の営業許可をとり、酒類を提供している場合には、すべての店舗について要請に御協力いただければ、店舗数に応じた協力金の対象となります。

Q 7. 時短営業に協力したという確認は、写真や貼り紙等の写しで問題ないですか。

A 7. ポスターや貼り紙の掲示を写真等で確認することになりますが、必要に応じて、追加書類を提出いただく場合がございます。

Q 8. 酒類を提供しているかについては、どういった方法で確認できますか。

A 8. 明確に酒類を提供していることがわかる場合（たとえば居酒屋〇〇や、スナック××）には、特段書類の提出は不要ですが、酒類を提供していることが明確でない場合には、メニューの写し等の提出をお願いする場合がございます。

Q 9. 従前の営業時間の確認書類の添付は必要ですか。必要な場合はどのような書類が必要ですか。

A 9. 時短実施看板や貼り紙等で確認できる場合は、その掲示してある写真等で確認させていただきます。

Q 10. 営業時間短縮要請の対象施設にあるカラオケ店等の「等」とは何を指しますか。

A 10. ダーツバーなどの酒類を提供する遊興施設を想定しております。

Q 11. キッチンカーで営業している事業者は対象となりますか。

A 11. 客が入る飲食スペースを有していないため、テイクアウトや物販店舗と同様に対象外となります。ただし、次に該当する場合は、対象となる可能性があります。

①契約等に基づき使用権限を有するイートインスペースがある。

②要請前日以前から開業しており、要請期間において、対象区域で道路の占有許可等により常設され施設性を有することが確認できる。

Q 12. 飲食店の営業許可を受けている事業者の中に、以下の業態が含まれていますが、この業態の中で午後9時以降の酒類提供がなされていた場合、時短要請・協力金の対象となりますか。

①社員寮の食堂 ②企業内の社員食堂 ③福祉・介護施設、病院等の食堂

④葬祭場、式場等

A 12. 今回の業態①～③は営業時間短縮の協力要請対象外施設に該当するので、対象外になります。対象外となる施設については、宮城県のホームページをご確認願います。

業態④については、旅館、ホテルでの宴会と同様の取扱いになりますので、営業時間短縮の協力要請の対象となります。

Q 1 3. フードコートを利用している飲食店は対象となりますか。

A 1 3. 今回、宮城県が要請している内容に合致する場合は対象となります。